

一般社団法人日本臨床発達心理士会 広報委員会規程

(総則)

第1条 広報委員会（以下、本委員会）の設置は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、本会）定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

(目的)

第2条 本委員会は、本会会員相互の双方向的コミュニケーションを活性化すると共に、本会及び臨床発達心理士の知名度や社会的地位向上をはかり、支援を必要とする人に適切な支援を届けられる基盤を作っていくことを目的とする。

(委員)

第3条 本委員会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐することができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(事業)

第4条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 本会会員に向けてのメールマガジンの発行
- 二 本会機関誌、ホームページ等を活用した会活動の報告
- 三 ホームページの運用
- 四 会内外に向けたSNS、プレスリリース等を活用した広報
- 五 ポスター・リーフレット等の印刷媒体の編集と作成
- 六 本会各組織の活動状況や各地の発達心理的支援に関する情報の収集
- 七 発達心理学を巡る情報の収集と広報

(改廃)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議を得るものとする。

- 2 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

附 則

本規程は、2023年6月25日より施行する。